

令和 7 年 10 月 1 日

区内居宅訪問型保育事業者 様

葛飾区長 青木 克徳
(公印省略)

認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）の運営状況報告について（依頼）

保育事業の運営につきましては、日頃から御尽力いただき感謝申し上げます。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 の 5 並びに葛飾区認可外保育施設に対する指導監督要綱（令和 5 年 9 月 29 日付 5 葛子施第 570 号）第 7 条の規定に基づき、下記のとおりご報告ください。

記

1 提出書類

（1）居宅訪問型保育事業 運営状況報告（第 4 号様式の③ 2）

※「認可外保育施設」とは様式が異なります。十分ご注意ください。

※区に原本をご提出ください。必ず、コピーをとりご自身で控えを保管してください。

※本様式は、葛飾区のホームページにも掲載しておりますので、データで作成いただくこともできます。

【掲載先】葛飾区ホームページ（ページ番号：1 0 3 4 0 5 1）

「認可外保育施設における運営状況・事故報告・長期滞在児の報告について」

（2）添付資料（各 1 部）

有資格者（保育士・看護師・（公社）全国保育サービス協会の認定ベビーシッター）である場合は、資格が確認できる書類の写し

① 上記の資格がない方で、以下の研修修了者は、研修の修了証書の写し

- ・居宅訪問型保育研修（基礎研修）
- ・（公社）全国保育サービス協会のベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
- ・児童福祉法第 1 8 条の 6 第 1 号に規定する指定保育士養成施設が実施する（公社）全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修
- ・認可外の居宅訪問型保育研修
- ・子育て支援員研修（地域保育コースに限る）
- ・家庭的保育者研修（基礎研修）
- ・家庭的保育者研修（認定研修）

② ①の研修以外で研修を受けた方は、直近の研修受講状況がわかる書類（受講証の写し等）

- ③ 事故にかかる保険会社との保険契約書類の写し（加入している場合のみ）
- ④ パンフレットや料金表等施設の運営状況を把握する上で参考となる資料（作成している場合のみ）

※ 添付資料のうち、別途通知する「集団指導」で提出が必要となる書類については、本通知によりご提出いただき、「集団指導」に転用いたします。予めご承知おきください。

2 基準日

令和7年10月1日（水）

※令和7年10月1日時点の状況をご記入ください。令和7年10月1日が休業日の場合や全く稼働がなかった場合は、直後の営業日の状況をご記入ください。

3 提出期限

令和7年10月31日（金）厳守

4 提出方法及び提出先

下記提出先に郵送、メール、FAXにてご提出ください。

【郵送の場合】

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 子育て施設支援課 指導検査係 宛

※封筒の表に「運営状況報告在中（認可外保育施設）」と記入してください。

【メールの場合】

メールアドレス：112100@city.katsushika.lg.jp

※件名に「運営状況報告（施設名）」と入力してください。

【FAXの場合】

03-5698-8618

FAXにてご提出いただく際は、お電話にてご一報ください。

5 その他

（1）令和7年10月1日時点で休止または廃止済みの場合は、本報告は不要です。ただし、未届の場合は、「認可外保育施設廃止（休止）届」により速やかに届け出てください。

（2）届出事項に変更が生じた場合は、「認可外保育施設事業内容等変更届」にて届け出てください。

※上記（1）（2）について、必要な様式については、子育て施設支援課施設支援係（03-5654-8595）にお問い合わせください。

【担当・問い合わせ先】

葛飾区子育て施設支援課指導検査係

電話番号：03-5654-8618（直通）